

再処理施設における警戒事態（AL）解消の判断の目安に関する事業者検討状況について

2022年1月20日に実施した原子力規制庁との面談において、「近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応」を踏まえ、原子力事業者に対して警戒事態解消（以下「AL 解消」という。）の判断の目安の具体的内容を検討するよう要請を受けたことから、下記のとおり再処理施設に係る検討状況を報告する。

記

1. 解消の判断の目安について

○解消の判断の目安
(判断の目安)
施設・設備に異常が生じた場合、必要な対策が講じられ、異常が生じた機能の復旧又はその機能を必要としない状態となり、その状態を維持できること。

上表の「判断の目安」に基づき、検討を行った結果、上表の「判断の目安」の表現で、個別AL 解消の判断の目安の具体的内容検討に支障がないことの見通しが立った。

なお、今後個別AL 解消の判断の目安の具体的内容検討において、本「判断の目安」にフィードバックが必要な事項があれば、都度相談させて頂きたい。

2. 解消の判断手続きの明確化

○解消の判断の手続き

- ・まずは、原子力事業者から、解消の判断の目安を満足していることの説明を受ける。
- ・原子力検査官が、必要に応じて現場確認を行い、解消の判断の目安を満足していることを確認する。
- ・原子力事業者と警戒本部の双方が認識を共有した後、警戒事態の解消を判断する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対する情報提供並びに一般への公表を行う。

基本的な対応として、上表の手続きで問題ないとする。

ただし、上述1. の検討を進める中で、臨界警報装置等の検知装置の誤作動と特定できた場合のAL 解消判断や、セル内の消火確認等、プラント状態が一定の安定状態であっても、AL 解消の判断までに時間を要すると考えられるケースの存在を確認した。これらは、ケースバイケースでの総合的な判断が必要となると考えることから、対応について今後相談させて頂きたい。

以上